



 発行
 新潟県

 第85号

 令和5年11月7日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

52 新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(統計課)

告 示

- 1147 知事指定薬物の指定の失効(感染症対策・薬務課)
- 1148 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 1149 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 1150 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1151 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更 新 (障害福祉課)
- 1152 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関 の廃止(障害福祉課)
- 1153 地域森林計画案の縦覧(治山課)
- 1154 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1155 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1156 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1157 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1158 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1159 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1160 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1161 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1162 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1163 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確知できない場合における告示(建築住宅課)

公 告

特定調達契約の落札者等(地域医療政策課)

新潟県准看護師試験の実施(医師・看護職員確保対策課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

102 選挙運動費用収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)

教育委員会公告

令和6年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考(義務教育課) 令和6年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集(義務教育課)

規則

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県統計調査条例施行規則(令和2年新潟県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の 作成等)

第7条 (略)

2 前項の統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

正

(1) 法、個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号) 若しくはこれらの法律に基づく命 令又は条例、新潟県個人情報の保護に関する法 律施行条例(令和4年新潟県条例第32号) 若し くは新潟県議会の保有する個人情報の保護に関 する条例(令和4年新潟県条例第48号)の規定 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から起算して5年を経過しない者

 $(2) \sim (5)$ (略)

正前

(調査票情報の提供を受けることができる統計の 作成等)

第7条 (略)

- 2 前項の統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 法、個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保 護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行 政法人等の保有する個人情報の保護に関する法 律(平成15年法律第59号)若しくはこれらの法 律に基づく命令又は条例若しくは新潟県個人情 報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)に違 反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日か ら起算して5年を経過しない者

 $(2) \sim (5)$ (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟県統計調査条例施行規則第7条第2項第1号の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)附則第2条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)又はこれらの法律に基づく命令の規定(整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び整備法附則第3条第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者並びに新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)附則第2条の規定による廃止前の新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の規定(個人情報保護法施行条例附則第3条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び個人情報保護法施行条例附則第3条第6項から第8項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者及び個人情報保護法施行条例附則第3条第6項から第8項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者とび個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

告 示

◎新潟県告示第1147号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル) プロパン-2-アミン (通称名: 3-MMA、3-Methy l methamphetamine) 及びその塩類
 - (2) 1-(ベンゾ [d][1, 3]ジオキソール-5-イル) -2-(シクロヘキシルアミノ) ブタン-1-オン (通称名: N-C y c l o h e x y l b u t y l o n e、C y b u t y l o n e)及びその塩類
 - (3) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1 H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名: ADB-4en-PINACA) 及びその 塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

- 3 失効年月日 令和5年11月5日
- 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1148号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
石川 一之	眼科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎 6412-1	R 5 . 11. 1	第15条第1項の 医師に指定した
泉哲郎	内科	南魚沼市民病院	南魚沼市六日町2643番地1	JJ	IJ
矢澤 智博	形成外科	じょうえつ形成外科 クリニック	上越市大字富岡 1920番地2	II	IJ
野﨑 あさみ	整形外科	新潟県立労災病院	燕市佐渡633	II	"
池田 佳生	内科	吉田病院	長岡市長町1丁目 1668番地	II	IJ
大矢 佳美	眼科	県立新発田病院	新発田市本町1丁 目2番8号	II	IJ

◎新潟県告示第1149号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
野澤 優次郎	内科	立川綜合病院	長岡市旭岡1丁 目24番地	R 5 . 10. 10

◎新潟県告示第1150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
すがいやっきょく上海府店	村上市吉浦2998-19	精神通院医療	令和5年11月1日
うえかり薬局 駅前店	糸魚川市大町2丁目5-23	精神通院医療	令和5年11月1日
十日町高田薬局	十日町市高田町3丁目西107	精神通院医療	令和5年11月1日

◎新潟県告示第1151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
医療法人社団公寿会 西山ふれあいクリニック	柏崎市西山町礼拝字前田430 番地2	精神通院医療	令和5年11月1日
みなと調剤薬局	上越市港町1丁目27-3	精神通院医療	令和5年11月1日
カワセミ薬局	糸魚川市南押上1丁目16-35	精神通院医療	令和5年11月1日
美佐島薬局	南魚沼市余川3361-3	精神通院医療	令和5年11月1日
ドラッグトップス古正寺薬局	長岡市古正寺町20番地1	精神通院医療	令和5年11月1日

◎新潟県告示第1152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
共創未来 坂町健康薬局	村上市下鍛冶屋 575-9	精神通院医療	令和5年10月5日

◎新潟県告示第1153号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林 水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において令和5年11月7日から同月30日まで縦覧に供す る。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。 令和 5 年11月 7 日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1154号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画(令和2年1月新潟県告示第57号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局農林振興部及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において令和5年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1155号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画(令和5年1月新潟県告示第29号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において令和5年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1156号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画(令和3年1月新潟県告示第34号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において令和5年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成20年5月9日新潟県告示第910号)を次のとおり解除する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
間瀬四区地区	新潟市西蒲区間瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

◎新潟県告示第1158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成24年11月30日新潟県告示第1404号)を次のとおり解除する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな
			る自然現象の種類

十二社川地区	糸魚川市大字中宿・中浜	次の図のとおり	土石流
--------	-------------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域(平成20年5月9日新潟県告示第911号)を、次のとおり解除する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
間瀬四区地区	新潟市西蒲区間瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

◎新潟県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域(平成24年11月30日新潟県告示第1405号)を、次のとおり解除する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
十二社川地区	糸魚川市大字中宿・中浜	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
間瀬四区地区	新潟市西蒲区間瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
十二社川地区	糸魚川市大字中宿・中浜	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	の名称 区域の所在地		土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類	
間瀬四区地区	新潟市西蒲区間瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

◎新潟県告示第1163号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地、又は宅地建物取引業者の所在(法人である場合は、その役員)を確知できないので、当該宅地建物取引業者(法人である場合は、その役員)は、令和5年12月7日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、令和5年12月7日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の 規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 住所又は所在地
 - 柏崎市穂波町1番35-103号
- 商号又は名称、代表者の氏名 有限会社柏崎不動産サービス 取締役 飯塚 泉
- 3 免許年月日及び免許証番号

令和 4 年12月 7 日 新潟県知事(7) 第3959号

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月7日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
 - 診察室家具 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部地域医療政策課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法
 - 購入等
- 4 契約方式
 - 一般競争入札

5 落札決定日

令和5年10月23日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社山文

新潟県長岡市西千手3丁目6-11

7 落札価格

44,600,000円

8 入札公告日

令和5年9月22日

9 落札方法

最低価格

新潟県准看護師試験の実施について(公告)

保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、令和5年度(第71回) 新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年11月7日

新潟県知事 花角 英世

1 試験日時

令和6年2月4日(日)

午後1時30分から午後4時00分まで(受験者集合・着席は午後1時00分)

2 試験場所

新潟県庁

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人 看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験(マークシート方式)

5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2年の看護に関する学科を修めた者(※)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (※)
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く)において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(※)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(※)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(※)
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3) から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣 の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

※令和6年3月15日(金)までに、学校長又は養成所長により修業証明書又は卒業証明書を提出できる者を含む。

6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(5)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

(1) 受験願書

- (2) 受験票
- (3) 写真台帳

正面上半身(出願前6か月以内に脱帽して撮影)、裏面に学校養成所名(既卒者は卒業した学校養成所名) 及び氏名を記入すること。提出は、次の方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたも のであること。

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者については、写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している 学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者については、受験願書等の受付期間中に出願書類一式と身分証明書等(パスポート、運転免許証、学生証、在留カード等)を、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に受験者本人が直接持参のうえ、確認を受けること。

(4) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証明書(卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること)。

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあっては、令和6年3月8日(金)午後5時まで(必着)に卒業証明書若しくは修業証明書を提出すること。

なお、令和6年3月8日(金)午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡すること。指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの、及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し (原本も提示すること)。

(5) 返信用封筒

ア 受験票送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所・氏名を明記した角型2号(A4サイズが入るもの)に490円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所で受験関係書類をとりまとめて提出する場合は、学校養成所にまとめて送付するので、返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

イ 合格通知送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所(令和6年3月中旬に確実に郵便物が届く住所地を記載すること)・氏名を明記した長形3号の返信用封筒に444円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所にまとめて送付を希望する場合は、角型2号の返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

- 7 受験手数料 6,900円
 - (1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。
 - (2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四北越銀行県庁支店に次のように手続きをすること。 ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数とその総額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下記宛に申し込むこと。

宛先:〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四北越銀行県庁支店県証紙担当宛

(電話025-285-7811)

- イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。
- ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。
- 8 受験願書の配布方法

配布方法は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

なお、(2)においても、8(1)イの者を優先とし、その他は先着順とする。

(1) 先行配布

ア 期間及び時間

令和5年11月8日(水)から令和5年11月15日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

イ 対象者

- (ア) 新潟県内の看護師等学校養成所を卒業した者、若しくは在籍している者
- (イ) 新潟県内で准看護師として就業することが内定している者
- (ウ) 新潟県外の看護師等学校養成所を卒業した者又は在籍している者で新潟県内の高等学校等を卒業した 者

ウ 必要書類

以下のものを持参または郵送すること

上記イ(ア)の者で、養成所職員以外の者が申請する場合は卒業(修業)証明書又は卒業証書の写し

- (イ)の者 就業する予定の医療機関が発行した内定証明書(任意様式)
- (ウ)の者 高等学校等の卒業証明書又は卒業証書の写し等

エ 配布場所及び方法

- (7) 新潟県福祉保健部医師·看護職員確保対策課
- (イ) 郵送による配布を希望する場合

以下の書類を表面に「准看護師試験願書請求」と朱書で明記した封筒に入れ、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課宛てに郵送すること。書類に不備がある場合、返信できないこともあるので留意すること。

- ① 表面に返信先(請求者)の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号(A4サイズが入るもの)の 返信用封筒
- ② 上記①には、140円分の郵便切手(1部の場合)を貼付する。
- ③ 請求者の氏名及び連絡先を記載したメモ

(2) 通常配布

ア 期間及び時間

令和5年11月17日(金)から令和5年11月22日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

イ 対象者

電話で期間内に受験希望を申し出た者のうち、県から11月24日(金)までに配布可能と連絡を受けた者。

- ウ 配布場所及び方法
 - 8(1)エに準ずる。
- 9 受験願書等の受付期間及び提出方法
 - (1) 受付期間

令和5年12月12日(火)から令和5年12月14日(木)までの3日間とする。

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとし、印鑑を準備すること。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和5年12月14日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

新潟県福祉保健部医師·看護職員確保対策課

(3) 提出方法

学校養成所を令和6年3月15日(金)までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

10 受験票の送付

令和6年1月25日(木)までに受験票が届かない場合は、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照 会すること。

11 合格発表

- (1) 令和6年3月8日(金)午前10時から、新潟県ホームページに合格者の受験番号を掲示する(電話等による照会には応じない)。
- (2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する(合格者には合格証書を郵送する)。
- (3) 試験結果の開示
 - ア 内容 ・・個人の総合得点
 - イ 方法 ・・受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。

- ウ 期間 ・・令和6年3月8日(金)から4月8日(月)の午前9時から午後5時まで (ただし、3月8日(金)は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く)
- 12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間 内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出により、受験の際に、その障害の状態に応じて 必要な配慮を講じることがある。

13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係 (新潟県庁行政庁舎12階)

住所:〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話:025-280-5178 (直通)

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタルスケール付き電動ベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年11月7日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 デジタルスケール付き雷動ベッド 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限
 - 令和6年3月29日(金) (4)納入場所
 - 新潟県立中央病院 人工透析室
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年11月14日(火)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年11月17日(金)午前11時00分 新潟県立中央病院 講堂1

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、密閉式自動固定包埋装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年11月7日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 密閉式自動固定包埋装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 病理診断科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年11月14日(火)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年11月17日(金)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき は、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第102号

令和4年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年12月2日付け新潟県選挙管理委員会告示第111号の一部を次のとおり改める。

令和5年11月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年10月17日

候補者氏名 小林 一大

(報告書受理年月日 令和4年7月25日第1回報告分)中

項目	訂正後	訂正前	
3 報告書の要旨			
収入			
主たる寄附			
(氏名団体名)		自由民主党本部	
(寄附額)		15, 000, 000	
(氏名団体名)		自由民主党新潟県支部連合会	
(寄附額)		10, 000, 000	
今回計	25, 120, 000	50, 120, 000	
総計	25, 120, 000	50, 120, 000	

教育委員会公告

令和6年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について(公告)

令和6年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。 令和5年11月7日

新潟県教育委員会 教育長 佐 野 哲 郎

- 1 募集幼児・生徒数 11月7日付け県報で公告
- 2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

- (1) 特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)及び聾学校幼稚部
 - ア 平成30年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた者
- (2) 特別支援学校高等部(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)全日制の課程
 - ア 普通学級を希望する者は、令和6年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は 卒業した者
 - イ 重複障害学級を希望する者は、令和6年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの 者又は卒業した者
 - ウ 訪問教育学級を希望する者は、令和6年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの 者又は卒業した者
 - エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者
 - オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- (3) 特別支援学校高等部(知的障害:職業、普通、重複障害、訪問教育学級)全日制の課程
 - ア 職業学級を希望する者
 - (ア) 令和6年3月に特別支援学校中学部(知的障害)及び中学校の特別支援学級(知的障害、自閉症・情緒障害)を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - (イ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
 - (ウ) 将来一般就労等を目指す者
 - (エ) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者
 - イ 普通学級を希望する者

- (ア) 令和6年3月に特別支援学校中学部(知的障害)及び中学校の特別支援学級(知的障害、自閉症・情緒障害)を卒業する見込みの者又は卒業した者
- (4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- ウ 重複障害学級を希望する者
 - (ア) 令和6年3月に特別支援学校中学部(知的障害)の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - (4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- エ 訪問教育学級を希望する者
 - (ア) 令和6年3月に特別支援学校中学部(知的障害)の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - (4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者
- 3 出願

出願は、一人に付き1校1学科(新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。) 新潟県立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」)を使用

- 4 出願手続、面接及び合格者の発表
 - (1) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和6年1月15日(月)から1月19日(金)までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校に提出する。なお、受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 出願に必要な書類

調査書、健康診断書、在籍校長の推薦書(知的障害:職業学級)、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

出願を締切り後、各学校(総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については 各事務局校)で発表する。

(4) 志願変更

在籍(出身)学校はウェブ出願システムにおいて、令和6年1月22日(月)から1月26日(金)までに、 志願変更の手続きを行う。

(5) 面接の期日

令和6年2月2日(金)

(6) 合格者の発表

令和6年2月13日(火)までに行う。

- (7) 出願の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校(総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等)で行う。
- 5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和6年2月27日(火)に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 1次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校(公立、私立)にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校(県内外、公立、 私立を問わない)への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和6年3月4日(月)から3月8日(金)までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校に提出する。なお、受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

令和6年3月12日(火)

(4) 結果の発表

令和6年3月13日(水)に各学校で行う。

6 その他

- (1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (2) 特別支援学校高等部(知的障害:普通・重複障害学級)において、学区内に高等部が複数ある場合は、通 学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。
- (3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。
- (4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「令和6年度新潟県立特別支援学校(視覚障害・ 聴覚障害) 幼稚部入学者募集要項」及び「令和6年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

令和6年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について(公告)

令和6年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

令和5年11月7日

新潟県教育委員会 教育長 佐 野 哲 郎

1 幼稚部募集(視覚障害・聴覚障害)

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	募集学級			募集定員
1	新潟県立新潟よつば学園	視覚障害	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
1		聴覚障害	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
	新潟県立長岡聾学校	聴覚障害	長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立長岡聾学校 高田分校	聴覚障害	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)

l	Vo.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
					人口知	普通	普通1学級	8人
			視覚障害	新潟市	全日制 の課程	日地	重複	若干人
	1	新潟県立よつば学園	龙龙泽 百	VA 15/03 114	· · · · · ·	保健理療	1 学級	8人
	1	別個ポエム フは子園			専攻科	理療	1 学級	8人
			聴覚障害	新潟市	全日制	普通	普通1学級	8人
			心是存音	外加到山	の課程	日処	重複	若干人
					全日制	産業技術	普通1学級	8人
	2	新潟県立長岡聾学校	聴覚障害	長岡市	の課程	<u> </u>	重複	若干人
					専攻科	産業	1 学級	8人
		並 海 旧 去	肢体不自由	新潟市	全日制 の課程	普通	普通1学級	8人
	3	新潟県立 東新潟特別支援学校					重複	若干人
							訪問	若干人
	4	新潟県立	肢体不自由	新潟市	全日制	普通	重複	若干人
	7	はまぐみ特別支援学校	及件个百四	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の課程	H.C	訪問	若干人
		新潟県立			全日制		普通1学級	8人
	5	上越特別支援学校	肢体不自由	上越市	の課程	普通	重複	若干人
		工是17/17人数1人			-> W/ IT		訪問	若干人
		新潟県立			全日制		普通1学級	8人
	6	利為原立 吉田特別支援学校	病弱	燕市	の課程	普通	重複	若干人
					4 NV.177		訪問	若干人
		新潟県立	病弱	柏崎市	全日制 の課程		普通1学級	8人
	7	利為原立 柏崎特別支援学校				普通	重複	若干人
							訪問	若干人

3 高等部募集(知的障害:職業学級)

3.7	目立学校の夕我	7女 ナンチロリ	/_L ===	細犯卒	ンと イバ	首生学级	古生一旦
No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員

新	澙	県	報

1	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人
4	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校	知的障害	三条市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人

4 高等部募集(知的障害:普通・重複・訪問学級)

l 尚等	尚等部募集(知的障害:晋囲・里稷・訪問字級)									
No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員			
1	新潟県立新潟よつば学園	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通3学級	30人			
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害	長岡市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人			
	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通4学級 重複	40人 若干人			
3	新潟県立 江南高等特別支援学校 川岸分校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人			
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通4学級 重複	40人 若干人			
5	新潟県立 川西高等特別支援学校	知的障害	十日町市	全日制 の課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人			
6	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人			
7	新潟県立 村上特別支援学校	知的障害	村上市	全日制 の課程	普通	普通1学級 重複 訪問	10人 若干人 若干人			
	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	普通3学級	30人			
8	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校 いじみの分校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	重複訪問	若干人 若干人			
9	新潟県立 駒林特別支援学校	知的障害	阿賀野市	全日制 の課程	普通	普通1学級 重複 訪問	10人 若干人 若干人			
10	新潟県立 五泉特別支援学校 村松分校	知的障害	五泉市	全日制 の課程	普通	普通 2 学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人			
11	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校	知的障害	三条市	全日制 の課程	普通	普通 2 学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人			
12	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校 見附分校	知的障害	見附市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人			
13	新潟県立 小出特別支援学校	知的障害	魚沼市	全日制 の課程	普通	普通1学級 重複 訪問	10人 若干人 若干人			
14	新潟県立 はまなす特別支援学校	知的障害	柏崎市	全日制 の課程	普通	普通2学級 重複 訪問	20人 若干人 若干人			
15	新潟県立	知的障害	上越市	全日制	普通	普通2学級	20人			

	高田特別支援学校			の課程		重複	若干人
						訪問	若干人
	新潟県立			A □ #□		普通2学級	20人
	高田特別支援学校	知的障害	糸魚川市	全日制 の課程	普通	重複	若干人
	白嶺分校			り採生		訪問	若干人
	40.751日 丁			A □ #□		普通2学級	20人
16	新潟県立 佐渡特別支援学校	知的障害	佐渡市	全日制 の課程	→ 1H	重複	若干人
	141次的加入扳于仅			マノ麻作生		訪問	若干人

[※] 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。